

委託設計書						委託方法	請負		
所属部課名	街づくり部 みどりと花の課			設計年月日		令和 8年 1月 日			
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当 設計者		
委託名称	下矢切スーパー堤防桜並木管理委託								
委託場所	松戸市下矢切地先								
年度科目	令和 8年度		委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日				
委託価格	一金 円				設計内容審査済				
委託費計	一金 円								

內訛表

ス-ハ-堤防

第 1 表 清掃

100m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人				R03
普通トラック運転工	2t	h				第4表参照
合計						
** 1m ² 当たり **						

第 2 表 整枝せん定

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工	2t	h				第4表参照
合計						
** 1本当たり **						

※目通りに対して樹冠が小さいため、2割減とする

第 3 表 草刈

ハンドガイド式・芝用77cm

1000m²当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				R02
草刈機運転	ハンドガイド式・芝用77cm	日				第5表参照
普通トラック運転工	2t車 6時間実働	日				第6表参照
合計						
** 1m ² 当たり **						

第 4 表

普通トラック運転工

2t車 6時間実働

1h当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	3.9			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
** 1h当たり **						

第 5 表

草刈機運転

ハンドガイド式・芝用77cm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	10.8			T02
土木一般世話役		人				R06
特殊作業員		人				R05
普通作業員		人				R02
草刈機損料	ハンドガイド式・芝用77cm	日				M22
諸雑費		%				
** 1日当たり **						

第 6 表

普通トラック運転工

2t車 6時間実働

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.4			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
** 1日当たり **						

下矢切スーパー堤防桜並木管理委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

第1章 本委託業務の目的

〈第1条〉

本委託業務は、適宜措置を講じることで、下矢切スーパー堤防桜並木を良好な状態に保つよう維持管理し、快適な市民の生活に寄与することを目的とする。

第2章 作業場所

〈第2条〉

作業場所は別添図面箇所とする。

第3章 作業内容

第1節 清掃

〈第3条〉

清掃とは、本委託業務の作業場所内において、ゴミ、吸殻などを取りこぼしのないよう集めることとする。

第2節 草刈

〈第4条〉

雑草の発生に起因する美観の阻害、犯罪や火災の発生、粗大ゴミ等の不法投棄、樹木などの生育阻害や病害虫の発生を防止し、下矢切スーパー堤防桜並木の安全性と快適性の向上に努めること。

〈第5条〉

草刈り

- ・草刈は下矢切スーパー堤防桜並木の樹木の植栽地及び舗装部分以外の場所について実施すること。基本的に平面部は手押しまたは乗用型草刈機により、また、法面及び縁辺部は、肩掛式草刈機により実施するものとし、状況により人力草刈を併用すること。
- ・刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- ・作業は既存の樹木を傷つけないよう十分注意すると共に、人畜車両等に損傷を与えない

よう安全対策に努めること。特に小石の跳ね飛ばし対策を十分に講じること。

- ・刈り草等は残らないように集積、処分すること。

第3節 整枝せん定

〈第6条〉

樹木が成長した状態を勘案し、不要な枝、徒長枝、胴吹き、ひこばえ、通行の支障になる枝等の切除を行うこと。

第4節 ゴミの処理

〈第7条〉

本委託業務により発生するゴミ(可燃ゴミ、せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分費(税抜 16 円/kg)は別途支払うので、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること

〈第8条〉

せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

〈第9条〉

ゴミ処分量は5, 000 kg を予定数量とする。

第4章 その他

第1節 作業時間

〈第10条〉

作業時間は午前8時から午後5時までの間を基本とするが、市が認めた場合は変更することができる。

第2節 作業回数及び時期

〈第11条〉

1年間の作業回数及び時期は、標準年間管理計画表に従うこと。

第3節 安全対策

＜第12条＞

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

＜第13条＞

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

＜第14条＞

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

第4節 作業報告

＜第15条＞

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

＜第16条＞

報告書の作成に当たっては、作業日毎に作業日報を作成し、また、各作業毎の作業前・中・後の写真帳を作成し、提出すること。

＜第17条＞

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・天気
- ・作業人数
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)

第5節 記録写真

＜第18条＞

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

＜第19条＞

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称

- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

＜第20条＞

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

第6節 休日の作業

＜第21条＞

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

第7節 関係法規の遵守

＜第22条＞

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第8節 疑義の解決

＜第23条＞

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

第9節 地元住民の対応

＜第24条＞

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

第10節 本仕様書に記載のない事項

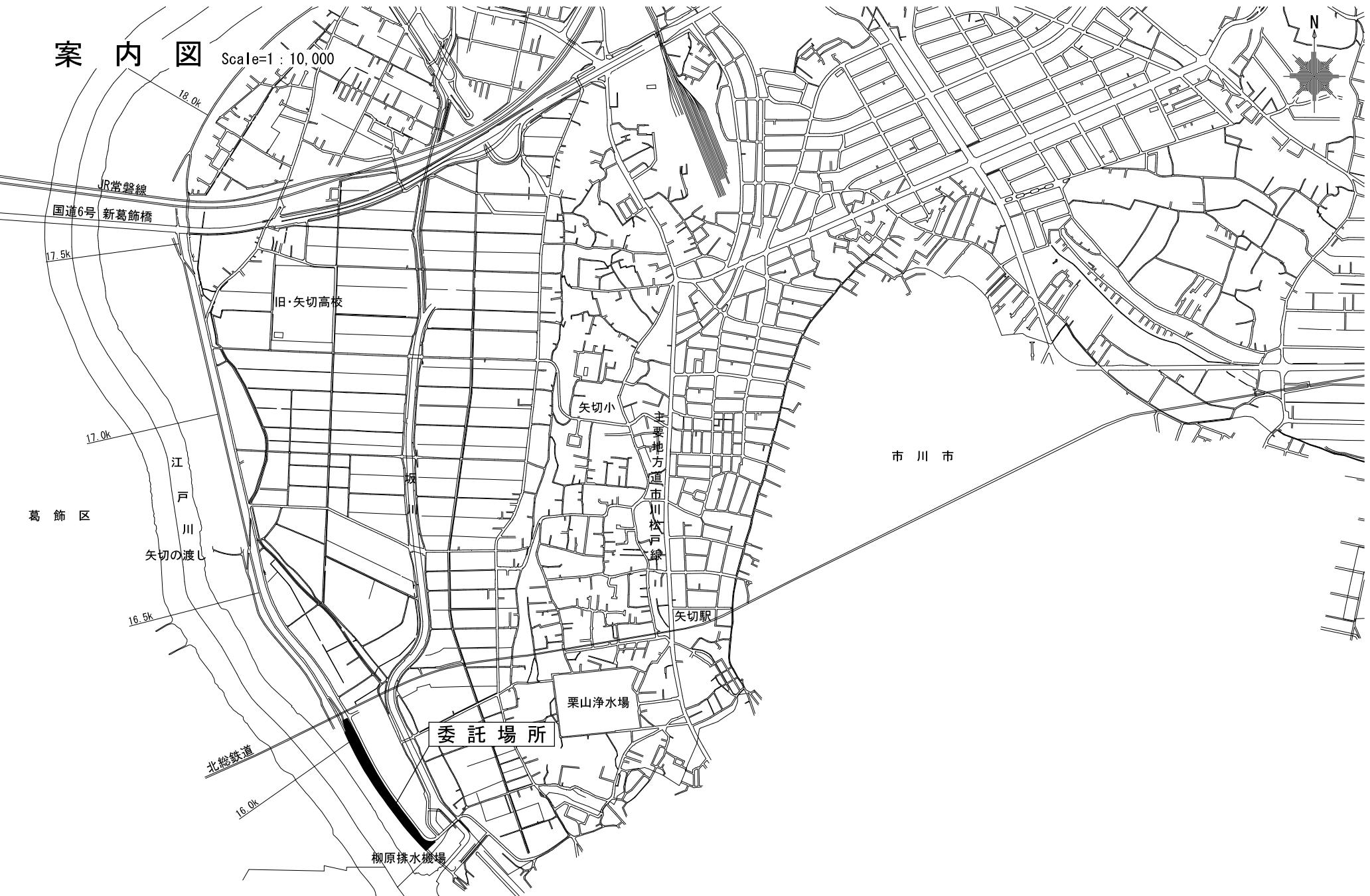
＜第25条＞

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

標準年間管理計画表(下矢切ス一パ一堤防桜並木管理委託)

案内図

Scale=1:10,000



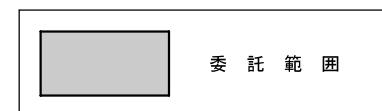
下矢切スレーパー堤防桟並木

Scale=1 : 1,250



← 江戸川

北緯鉄道橋



委託範囲